あなたのご遺志を未来へつなぐ

九州大学への遺贈

九州大学と共に未来をつくる、
遺贈寄附という選択肢があります

日頃より九州大学の活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

いま私たちの社会は、エネルギー資源に端を発する経済安全保障問題、自然災害やCOVID-19パンデミックなど、将来予測が難しい不安定な状況が続いております。

九州大学では、人類が直面している複雑な社会的課題の解決には、自然科学系や人文社会科学系、さらにはデザイン系までの多様で多彩な研究分野を活かし、これらの研究分野を複合、あるいは融合することによって生み出される新たな知識や考え方である「総合知」が必要であると考えています。2021年に「指定国立大学法人」の指定を受けると同時に公表した、今後10年間の大学の方向性、方針を示す「Kyushu University VISION 2030」では、目指す姿として「総合知で社会変革を牽引する大学」を掲げており、九州・福岡の地より新たな社会変革の波を起こし、持続可能で人々の多様な幸せを実現できる社会づくりに貢献する大学として行う取り組みは、お蔭様で皆さまにご賛同いただき、多くのご支援をいただいております。

2011年に創設した九州大学基金では、世界最高水準の研究大学として、研究教育の更なる高度化や地域社会との共創による活動、新たな価値創造の基盤となる若手研究者育成と、寄附者の皆さまからお聞かせいただいた様々な想いに日々身を引き締めながら、大切に活用させていただいております。

近年では、本学にご期待いただき、ご家族から相続された財産やご自身の財産を遺贈寄附として本学の活動に使って欲しい、といったお問い合わせを受ける機会が増えてまいりました。

皆さまの想いのこもったご寄附は、九州大学とともに、私たち社会の未来を創る力となります。

皆さまの想いを未来へ繋げるお手伝いをさせていただきたく、九州大学への遺贈寄附についてぜひご検討賜りますよう、お願い申し上げます。

少子高齢化を背景としてご自身の相続に関して悩みを持つ方、
家族構成の変化により従来とは違った形での財産の相続を考える方が増え、
遺贈寄附への関心が高まってきています。

- 自分の財産を大学に寄附し、社会の役に立ててほしい
- 人生の集大成として社会貢献したい
- 家族に負担がかからないよう相続税対策をしたい
- 子どもがおらず相続人がいない
- 育ててくれた母校へ恩返しがしたい

こういった理由から、
遺贈寄附を選択される方が増えています

遺贈の種類

遺贈寄附とは、遺言書を作成し、ご自身の遺産や相続した財産の一部または全部を法定相続人以外に寄附いただく事です。

遺贈のご寄附には以下の方法がございます。

遺言	相続	信託	香典
ご本人が遺言書を作成して行うご寄附です	相続人が受け継いだ遺産から行うご寄附です	信託銀行等、信託を引き受ける方との契約により行うご寄附です	お香典返しの代わりにお香典から行うご寄附です

いずれの場合も、どなたでもご寄附いただけます。
遺贈のご寄附には現金でお受けする以外に、有価証券株式等、不動産、古本、美術品などもお引き受け出来る可能性があります。
本学では少額でのご遺贈もお受けしておりますのでまずはご相談ください。

税制上の優遇措置

遺言によるご寄附：　本学へご遺贈頂いた財産は相続税の非課税財産となります。

相続財産のご寄附：　本学へご遺贈頂いた財産は相続税の非課税財産となります。
相続税控除を受ける場合は、ご逝去を知った日から10ヶ月以内に寄附の完了まで行う必要がございます。

税制上の優遇措置
詳細はこちらから

みなし譲渡所得税の非課税措置について

「みなし譲渡所得税」とは、個人が不動産、株式等の現物資産を法人に寄附した場合、寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対してかかる所得税です。
通常、現金以外によるご寄附を頂いた場合、寄附者にはみなし譲渡所得税がかかりますが、本学に対する寄附については非課税措置が受けられます。
但し、寄附資産の大学業務での活用が前提となるため、受け入れにあたっては個別にご相談させていただきます。

寄附の種類

寄附の活用例をご覧いただき、寄附の種類をご選択いただきます。
寄附プロジェクトも多数用意しております。詳細はQRコードからご確認ください。

活用例

九州大学に一任する

世界水準の研究教育を展開するための原資として活用させていただくとともに、地域社会との共創による活動、ご寄附を適切に運営するための経費として末永く活用させていただきます。

研究へのご支援

本学が誇る研究者・研究機関から、ご希望の分野にご寄附が可能です。ご興味のある研究分野をお伺いし、学内と調整しながら活用方法を検討します。

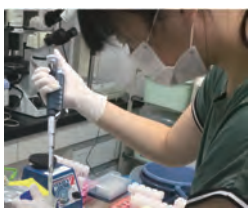

学生へのご支援

経済的理由により修学が困難な学生への修学支援や奨学金制度を作成したい等、支援内容に応じてご寄附が可能です。

施設整備へのご支援

九州大学の新しいメインキャンパスである伊都キャンパスを緑でいっぱいにする植樹プロジェクトや、懐かしい箱崎キャンパス跡地の近代建築物保存等の寄附プロジェクトがございます。

寄附者さまへの謝意

謝意をご用意しております。
謝意の詳細はQRコードからご確認ください。

☐ 称号の付与
九州大学基金感謝状贈呈

2023年度より、ご寄附の累計額に応じて贈呈させていただきます。

称号種別	金額
特別栄誉賞（殿堂入り）	1億円　以上
特別栄誉賞	1,000万円以上
栄誉賞	500万円以上
特別功労賞	100万円以上
功労賞	50万円以上
功績賞	10万円以上

☐ 椎木講堂への銘板設置　　掲載場所等については変更の可能性があります

☐ 紺綬褒章へのご推薦　　国の規定に則り推薦させていただきます

遺贈によるご寄附の流れ

ご生前

まずはお気軽にご相談ください

九州大学基金事業推進室
電話番号　092-802-2150

信託銀行等をご紹介すると共に、遺贈の内容等ご相談させていただきます。

お話をお聞きし、想いに沿ったご寄附のメニューのご提案、遺贈によるご寄附の事例紹介などを行います。
確実に執行できるよう、専門家をご紹介いたします。

遺言執行者をお決めください。遺言書を作成いただきます。

遺産引渡しや登記などの手続きの際に、法律や財務、不動産登記などの専門知識が求められることが多いため、遺言執行者は、弁護士・司法書士・信託銀行などの専門家をご指定いただくことをおすすめします。

遺言書の内容について確認があります。

遺留分の確認など、法的に有効な遺言書を作成できます。
なお、遺言書の文言表記などについて、遺言執行者から本学へ確認が行われることがありますが、ご本人の了承なく遺言者の個人情報が本学へ提供されることはありません。

ご逝去後

遺言執行者へご家族等からご逝去をお知らせいただきます。

遺言執行者とご相談の上、ご家族や信頼できる方など、遺言執行者にご逝去のお知らせをする「通知人」をお選びいただき、お知らせの手順を確認しておくとスムーズです。

遺言書の開示・遺言執行が行われます。

遺言が執行されます。
お預かりした財産は、本学の貴重なご寄附として活用させていただきます。

遺言書には公正証書遺言と自筆証書遺言の２種類あります。

本学では安全で確実な公正証書遺言の作成をおすすめしております。

公正証書遺言と自筆証書遺言のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
公正証書遺言	公証人作成のため、無効の心配はありません。 公証役場が原本を保管、紛失等の恐れがありません。	公証役場での手続きが必要、作成費用がかかります。 ２人以上の証人が必要です。
自筆証書遺言	証人が不要です。ご自分一人で作成できます。 費用がかかりません。いつでも作り直しができます。	遺言書に不備や紛失、変造の恐れがあります。 家庭裁判所の検認手続きのための費用・時間がかかります。

よくあるご質問

Q.　遺言書はどうやって作成できますか？
A.　遺言書には、公証人が筆記する「公正証書遺言」と、遺言者がご自身で筆記（手書き）する「自筆証書遺言」の2種類あります。
遺贈寄附を確実に実行されたい方には公正証書遺言がおすすめです。

Q.　遺言書作成にあたり内容を相談したいのですが
A.　遺言書作成に当たり、相続の専門家をご紹介することも可能です。
また、遺言書を作成せず相続発生時に信託財産を寄附できる「遺言代用寄附信託」等信託の仕組みを利用した寄附の方法もあります。

Q.　遺言執行者とはなんですか？
A.　遺言書で指定され、相続手続きを行う方を指します。
遺言執行者はあらかじめ遺言書の中で指名しておくことが一般的です。

Q.　遺留分とはなんですか？
A.　相続人が最低限度保証された相続財産の受取分をいいます。
遺言書の内容にかかわらず配偶者や子、親などの相続人が最低限度保証されていますので、生前からご家族と話し合い、遺言書作成時には遺留分を侵害しないようご留意ください。

Q.　提携金融機関等を教えてください
A.　協定を締結している信託銀行等は以下の通りです。

三井住友信託銀行	福岡支店
三菱UFJ信託銀行	福岡支店
西日本シティ銀行	信託ウェルスマネジメント室
レディーフォー	遺贈寄付サポート窓口

Q.　九州大学ではどういった遺贈の相談がありますか？
A.　これまで、学生への支援をはじめ、ある特定の研究に支援したい、研究施設に支援したい、といった種々のご相談を受けております。なお、九州大学への寄附については、遺贈先を「九州大学基金」と遺言書の中でご指定ください。

Q.　財産をすべて寄附したいのですが
A.　債務を含むすべて（あるいは〇割）を遺贈する「包括遺贈」はお受けできません。
遺言書には遺贈する財産を特定してご記入ください。なお、不動産等現金以外の財産についてはお引き受け出来ない場合がございますので事前にご相談ください。

Q.　寄附したお金はどのように使われますか？
A.　九州大学にご一任頂いた寄附は、研究教育の更なる高度化に活用させていただくとともに、地域社会との共創による活動や、ご寄附を適切に運営するための経費として活用させて頂いております。
また、ご希望に応じ、使途を特定させることも可能です。使途については研究へのご支援・学生へのご支援・施設整備へのご支援の中から複数の寄附プロジェクトがございます。
まずはご相談ください。

Q.　生前贈与は可能ですか？
A.　もちろん受付可能です。複数の寄附プロジェクトがございますので、まずはご相談ください。

毎年九州大学基金主催の遺贈セミナーを開催しております
その他ご質問等ありましたらお気軽にご相談ください

九州大学
KYUSHU UNIVERSITY

九州大学基金事業推進室

〒819-0395 福岡県福岡市西区元岡744
TEL.092-802-2150 FAX.092-802-2149
E-mail: k-kikin@jimu.kyushu-u.ac.jp
https://kikin.kyushu-u.ac.jp

SNSでも日々活動を発信しておりますのでぜひ
フォロー・いいねをお願いします！

@kyudaikikin

@iwa1859p